

報 情 ひろば

お知らせ

 **住基カードの利用が
市外に転出しても可能に！**

7月9日からの住民基本台帳法改正により、住民基本台帳カード(住基カード)は、市外に転出しても原則として継続利用が可能になります(ただし、電子証明書は転出により失効)。

※現在住基カードをお持ちの方が市外に転出する場合、住基カードを返納・継続して利用したい場合、転入届の手続き時に、新住所地の市区町村窓口へ住基カードを持参してください。カードの暗証番号(既に登録してある4桁の数

 **くらし・環境・交通**

 **届出・証明・税・年金**

 **子ども**

 **高齢者**

 **教室・講座・イベント**

 **情報・参加・交流**

 **仕事**

字)を入力し、継続利用の手続きをします。

◎紛失した場合

警察署に住基カード紛失の届出をした後、市役所総合窓口課で紛失の手続きが必要となります。

▼問合先 市役所総合窓口 課 内線112・115



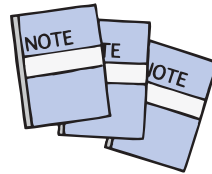
平成26年1月より記帳・帳簿等の保存制度対象者が拡大

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の「事業所得・不動産所得・山林所得」の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月以降、これらの所得が生じる業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない

方を含む)について、同様に必要となります。制度の詳細や記帳の内容は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

▼問合先 竜ヶ崎税務署 0297・66・1303 (代表)

 **維持管理と検査で浄化槽
を正しく使いましう**



浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使いましう。皆さんのご協力をお願いします。

▼問合先 県環境対策課 029・301・2966 / 市役所生活環境課 廃棄物G 内線144

 **平成24年度後期
学校体育施設開放
定期使用申請**

▼開放時間 左表のとおり
▼開放施設 市内小・中学校の体育館、格技場(御所ヶ丘中学校を除く)、卓球場、グラウンド(小学校のみ) ▼対象期間 10月1日(平成25年3月31日(平成24年度後期) ※希望日が複数団体で重複した場合は生涯学習課または代表者会議で調整 ▼使用資格 ①市内在住・在勤・在学の方10人以上で構成され、かつ当該団体の監督者として成人者

が含まれている団体②施設を破損した場合は団体の責任において現状復帰ができること(スポーツ安全保険などに加入していることが望ましい) ▼使用団体代表者会議 7月19日(木)午後7時 黒内小学校体育館 ※代表者は必ず出席のこと ▼申請方法 学校体育施設使用申請書兼免除申請書、学校体育施設使用団体登録申請書に必要事項を記入し、7月13日(金)までに申請する (申請書は生涯学習課で取得) ▼申請・問合先 市役所生涯学習課 スポーツG 内線278

施設 (区分)	月・金曜日	土・日曜日、 祝日	使用料 (1時間当たり)
体育館 (小学校)	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	150円
体育館 (中学校)	午後7時～ 午後10時	午後7時～ 午後10時	150円
格技場 (中学校)	午後7時～ 午後10時	午後7時～ 午後10時	50円
卓球場 (中学校)	午後7時～ 午後10時	午後7時～ 午後10時	50円
グラウンド (小学校)	午前9時～ 午後5時	無料	

※体育館の午後5時～7時の時間帯は子どもを対象とする団体(スポーツ少年団など)のみ利用可
※郷州小学校体育館の利用は午後9時まで